

那覇市公報

第 1 5 7 9 号

毎月 2 回 1, 1 5 日発行

発 行 所

那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号

那覇市総務部総務課

目 次

◇条 例◇

○那覇市災害対策本部条例の一部を改正する条例（総務課）…………… 444

◇規 則◇

○那覇市職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（人事課）…………… 445

◇告 示◇

○平成 24 年（2012 年）9 月那覇市議会定例会の招集について（総務課）…… 449

◇公 告◇

○住民票の職権消除の公示について（市民課）…………… 449

○全国市有物件災害共済会の事業経営状況について（管財課）…………… 450

○那覇市営住宅活用用地活用事業者募集について（建設企画課）…………… 451

◇上下水道局告示◇

○那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定について…………… 452

○那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の廃止について…………… 453

条 例

那覇市条例第31号

平成24年 8 月15日

公 布 済

那覇市災害対策本部条例の一部を改正する条例をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市災害対策本部条例の一部を改正する条例

那覇市災害対策本部条例(昭和48年那覇市条例第16号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(趣旨) 第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号。)第23条第7項の規定に基づき、那覇市災害対策本部に関し必要な事項を定めるものとする。	(趣旨) 第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条の2第8項の規定に基づき、那覇市災害対策本部に関し必要な事項を定めるものとする。
備考 改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分(以下「改正後部分」という。)がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。	

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

規 則

那覇市規則第41号

平成24年 9 月 3 日

那覇市職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

那覇市職員の給与に関する規則(昭和58年那覇市規則第6号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
第12条 <u>初任給調整手当を支給されていた期間が通算して35年(前条第3項第2号の職員にあっては8年)を超えることとなる職員には、初任給調整手当は支給しない。</u>	第12条 <u>前条第2項及び第3項の規定にかかわらず、初任給調整手当を支給されていた期間が通算して35年(前条第2項第2号又は同条第3項第2号の職員にあっては10年)を超えることとなる職員には、初任給調整手当は支給しない。</u>
2 [略] (支給期間及び支給額)	2 [略] (支給期間及び支給額)
第14条 初任給調整手当の支給期間は、第11条第2項第1号又は同条第3項第1号の職員にあっては35年、同条第2項第2号又は同条第3項第2号の職員にあっては<u>8年</u>とし、その月額は、職員の区分及び期間の区分に応じた別表第3の2に掲げる額(育児短時間勤務職員等にあつてはその額に算出率を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)とする。この場合において、同条第2項第1号又は同条第3項第1号の職員で大学(旧専門学校令による専門学校等で市長の定めるものを含む。)卒業の日からそれぞれ採用の日又は同号の職員となった日までの期間が4年(臨床研修を経た場合にあつては6年、実地修練を経た場合にあつては5年)を超えることとなるもの(大学院の博士課程の所定の単位を修得し、かつ、同課程の所定の期間を経過した日から3年以内のものを除く。)に対する同表の適用については、採用の日又は同号の職員となった日からその超えることとなる期間(1年に満たない期間があるときは、その期間を1年として算定した期間)に相当する期間初任給調整手当が支給されていたものと	第14条 初任給調整手当の支給期間は、第11条第2項第1号又は同条第3項第1号の職員にあっては35年、同条第2項第2号又は同条第3項第2号の職員にあっては<u>10年</u>とし、その月額は、職員の区分及び採用の日又は同項各号の職員となった日以後の期間の区分に応じた別表第3の2に掲げる額(育児短時間勤務職員等にあつてはその額に算出率を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)とする。この場合において、同条第2項第1号又は同条第3項第1号の職員で大学(旧専門学校令による専門学校等で市長の定めるものを含む。)卒業の日からそれぞれ採用の日又は同号の職員となった日までの期間が4年(臨床研修を経た場合にあつては6年、実地修練を経た場合にあつては5年)を超えることとなるもの(大学院の博士課程の所定の単位を修得し、かつ、同課程の所定の期間を経過した日から3年以内のものを除く。)に対する同表の適用については、採用の日又は同号の職員となった日からその超えることとなる期間(1年に満たない期間があるときは、その期間を1年として算定した期間)に相当する期間

する。

2～3 [略]

第15条 初任給調整手当を支給されていた職員が離職等により初任給調整手当を支給されなくなった後に再び初任給調整手当を支給される職員となった場合において、前条第1項の規定による初任給調整手当の支給期間が第12条に規定する期間から既に初任給調整手当を支給されていた期間に相当する期間を減じた期間を超えることとなる場合（この場合において、その超えることとなる期間を「超過期間」という。以下この条において同じ。）における前条第1項後段の規定の適用については、「に相当する期間」とあるのは「に相当する期間に超過期間を加えた期間」とする。

[別表第1 別記]

初任給調整手当が支給されていたものとする。

2～3 [略]

第15条 第11条第2項又は同条第3項に規定する職員となった者（第12条第1項に規定する職員を除く。）のうち、これらの職員となった日前に初任給調整手当を支給されていたことのある者で前条第1項の規定による初任給調整手当の支給期間に既に初任給調整手当を支給されていた期間に相当する期間を加えた期間が35年（第11条第2項第2号又は同条第3項第2号の職員にあつては10年）を超えることとなるものに係る初任給調整手当の支給期間及び支給額は、前条第1項の規定による支給期間のうち、その超えることとなる期間に相当する期間初任給調整手当が支給されていたものとした場合における期間及び額とする。

[別表第1 別記]

備考

- 1 改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）がある場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- 2 改正後部分に対応する改正部分がない場合には、当該改正後部分を加える。
- 3 表の改正規定において、改正後部分に係る罫線に対応する改正部分に係る罫線がない場合には、当該改正後部分に係る罫線を加える。

付 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表第1環境保全課の項の規定は、平成24年4月1日から適用する。

[改正前 別記]

別表第1（第8条関係）

勤務箇所	職員	調整数
環境保全課	狂犬病予防法(昭和25年法律第247号)に基づく狂犬病予防員に任命された獣医師	3.5
[略]		
療育センター	[略]	
人事課	[略]	
[略]		

[略]

[改正後 別記]

別表第1(第8条関係)

勤務箇所	職員	調整数
環境保全課	狂犬病予防業務及び動物保護管理業務に従事すること を本務とする獣医師	4
[略]		
療育センター	[略]	
人事課	医師	1
人事課	[略]	
[略]		
[略]		

告 示

那覇市告示第 59 号

平成 24 年 8 月 24 日

掲 示 済

平成 24 年（2012 年）9 月那覇市議会定例会の招集について

平成 24 年（2012 年）9 月那覇市議会定例会を次のように招集する。

那覇市長 翁 長 雄 志

- 1 招 集 の 日 平成 24 年 9 月 4 日（火）
- 2 招 集 の 場 所 那覇市議会議場

公 告

那覇市公告第 141 号

平成 24 年 8 月 21 日

掲 示 済

住民票の職権消除の公示について

住民票の職権消除の通知を受けるべき者の住所又は居所が明らかでないため、住民基本台帳法施行令（昭和 42 年政令第 292 号）第 12 条第 4 項の規定により公示する。

なお、住民票を消除された者の名簿は、この告示の日から一ヶ月間は那覇市市民文化部市民課において縦覧に供する。

那覇市長 翁 長 雄 志

那覇市公告第 150 号

平成 24 年 9 月 3 日

全国市有物件災害共済会の事業経営状況について

地方自治法第 263 条の 2 第 3 項の規定に基づき、社団法人全国市有物件災害共済会の平成 23 年度事業経営状況を、下記のとおり公表する。

那覇市長 翁 長 雄 志

記

平成 23 年度事業経営状況

1	平成 23 年度末現在会員市数	678 市
2	建物総合損害共済	
	受託市数	658 市
	共済責任額	61,810,088,810,000 円
	分担金収入	4,931,959,519 円
	支払共済金	2,372,251,617 円
3	自動車損害共済	
	受託市数	657 市
	分担金収入	3,220,369,601 円
	支払共済金	2,338,098,604 円
4	正味財産の増減	
	増加（経常収益）	
	実質収納分担金等	8,152,329,120 円
	受取利息等	497,578,514 円
	会館収益金	3,187,421,179 円
	その他	1,628,755,457 円
	（経常外収益）	14,919,000,000 円
	計	28,385,084,270 円
	減少（経常費用）	
	災害共済金等	13,635,965,728 円
	会館運営費	2,675,681,029 円
	管理費	174,621,535 円
	（経常外費用）	11,898,815,978 円
	計	28,385,084,270 円
	当期一般正味財産増減額	0 円

5 平成 23 年度末現在の共済基金	
共済基金の前年度繰越額	65,729,519,587 円
平成 23 年度積立額	0 円
平成 23 年度末現在共済基金 （一般正味財産）	65,729,519,587 円

那覇市公告第 151 号
平成 24 年 9 月 3 日

那覇市営住宅活用用地活用事業者募集について

那覇市では、「那覇市営住宅活用用地活用事業者募集」を行います。

那覇市長 翁 長 雄 志

1 事業者募集の趣旨

本市では、市営住宅の建替事業で創出する活用用地（余剰地）を民間事業者の活力の導入による地域住民の利便性の向上、地域活性化及び良好なまちづくりの推進を目的に売却することとしました。

本事業者募集における買受事業者は、本市の那覇市住宅政策等審議会において同用地の活用事業計画の内容と買受希望価格の両面から審査・評価した上で、優先交渉権者（事業予定者）として選定するものです。

事業者の皆様には、本事業者募集の趣旨をご理解いただき、当該活用用地の利活用に相応しい企画提案をお願いいたします。

なお、本事業者募集の詳細については、「那覇市営住宅活用用地活用事業者募集要項 久場川第 2 期分（募集）」をご参照ください。

2 対象となる土地

久場川市営住宅活用用地第 2 期分
那覇市首里久場川町 2 丁目 18 番 8
面積 1,926.24 m²

3 募集要項の配布

本市ホームページからダウンロードしてください。

<http://www.city.naha.okinawa.jp/>

4 応募書類等の受付

平成 24 年 10 月 25 日（木）～10 月 31 日（水）

- 5 応募書類等受付窓口（事務局）
建設管理部 建設企画課（那覇市役所 銘苅庁舎4階）
TEL（098）951－3235
FAX（098）951－3252

上下水道局告示

那覇市上下水道局告示第10号
平成24年8月21日
掲 示 済

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定について

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者規程第10条第1号の規定に基づき、
別紙のとおり告示する。

那覇市上下水道事業管理者
上下水道局長 宮 里 千 里

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者名簿追加

登録 番号	事 業 者	事 業 所 の 所 在 地	代 表 者	指定年月日
406	株式会社 ニシハラ	那覇市首里石嶺町2丁目188番地	仲間 貞子	平成24年 8月16日

那覇市上下水道局告示第 11 号

平 成 2 4 年 8 月 2 1 日

掲 示 済

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者の廃止について

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者規程第 10 条第 2 号の規定に基づき、別紙のとおり告示する。

那覇市上下水道事業管理者

上下水道局長 宮 里 千 里

那覇市上下水道局指定給水装置工事事業者廃止名簿

登録 番号	事 業 者	事 業 所 の 所 在 地	代 表 者
67	有限会社 玉城空設	那覇市壺屋 1 丁目 27 番 10 号	玉城 幸信
187	有限会社 沖吉産業	那覇市若狭 1 丁目 3 番 10 号	吉田 朝健

